

児童クラブ利用料減免申請書

年 月 日

（宛先）弥富市長

次のとおり利用料の減免を申請します。

なお、減免申請に係る決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査し、照会し、及び当該資料を閲覧することを承諾します。

申請者	(フリガナ) 氏 名	()	生年月日	年 月 日
	住 所		電話番号	
	1月1日時点の住所 ※(2)の審査 (1～6月利用料は前年、7～12月利用料は本年)		☐ 弥富市 ☐ その他 ()	
児 童 氏 名	①	小学校 年生		
	②	小学校 年生		
	③	小学校 年生		
児童クラブ名	児童クラブ			
減 免 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
減免を受けようとする事由 (該当項目に○を付けてください。)	(1) 生活保護法による被保護世帯の児童が利用するとき。⇒利用料の全額免除			
	(2) 前年度分（7月から翌年3月までの間にあっては、当該年度分）の市民税非課税世帯（児童が同居する世帯に限る。）の児童が利用するとき。⇒利用料の全額免除			
	(3) 児童扶養手当法による児童扶養手当の受給世帯の児童が利用するとき。⇒利用料の2分の1減額			
	(4) 学校教育法第19条の規定により就学援助を受けている世帯の児童が利用するとき。⇒利用料の2分の1減額			

～ 児童クラブの減免制度について ～

次のことに該当する場合、利用料を減額又は免除することができます。

ただし、該当する場合でも減免等を希望されない場合は提出の必要はありませんが、提出がないと、該当する場合でも受けられませんのでご注意ください。

●利用料を減額し、又は免除することができる場合

- (1) 生活保護法による被保護世帯の児童が利用するとき。⇒利用料の全額免除
- (2) 前年度分（7月から翌年3月までの間にあっては当該年度分）の市民税非課税世帯（児童が同居する世帯に限る。）の児童が利用するとき。⇒利用料の全額免除
- (3) 児童扶養手当法による児童扶養手当の受給世帯の児童が利用するとき。
⇒利用料の2分の1減額
- (4) 学校教育法第19条の規定により就学援助を受けている世帯の児童が利用するとき。
⇒利用料の2分の1減額

●利用料の減額又は免除を受けようとする場合

児童クラブ利用料減免申請書を児童クラブ又は市役所児童課まで提出してください。

●提出期限

毎月20日締切で翌月から対象

※ 提出期限を過ぎた場合、その翌月以降の対象とはなりますが、希望される場合は提出いただきますようお願いします。

不明な点は、弥富市役所児童課児童育成グループ 電話0567-65-1111 内線154 までお尋ねください。